

## ブロック社保協事務局長会議への報告(福島県)

2023年6月15日 福島県社保協

### 震災・原発事故から12年

3.11 各地の取り組み(福島県民医連ニュース)	02~02
福島原発事故追加賠償に係る事務処理の迅速化等を求める申し入れ	03~04
アジア太平洋とつなぐ「ふくしま環境フォーラム」	05~05
ALPS 処理水海洋放出見直しを求める集会・パレード	06~07

### 「大軍拡NO 福島ネット」宣伝・傍聴

参議院財政金融委員会「地方公聴会」  
6月12日(月) 福島市 12時45分~  
公述人 伊東達也 いわき市民訴訟原告団長 他2名

### 衆議院財政金融委員会「地方意見聴取会」

6月14日(水) 福島市 12時30分~  
公述人 鈴木浩 福島大学名誉教授 他2名

### 県政への要望等

2023年6月定例県議会に関する申し入れ(日本共産党福島県議団)	08~18
6月補正予算の概要について(福島県財政課)	19~24

### 県内新型コロナの状況

### 学校給食費の無料化を求める運動

学校給食費無償化の早期実現等を求める申し入れ	25~26
福島県内 学校給食費無料化の状況	27~27

### 高齢者補聴器購入費補助金交付事業

西郷村	28~29
-----	-------



# 福島県民医連ニュース

第38期 NO. 18

発行日 2023年 3月 30日

福島県民主医療機関連合会事務局発行

## 3.11 各地の取り組み

3/11に福島医療生協ではわたり病院前に職員組合員が集まり、12年前の原発事故を繰り返さないようスタンディングでの訴えを行いました。

午後2時46分には北條会長の院内放送でのよびかけで黙とうを行いました。

浜通りでは「あの日を忘れない3.11心の声を共にかかげようスタンディング」を行い26人の参加でした。



医療生協わたり病院前でのスタンディング



郡山医療生協



郡山北部ブロックの組合員さんたちは「2030年ビジョン学習 & 意見交換会」の途中で一旦議論をやめて参加者で黙とうしました。

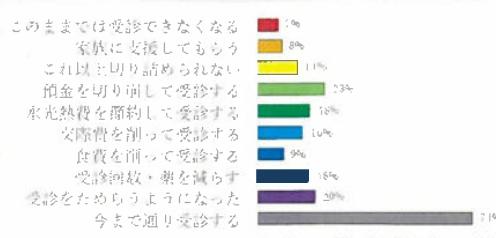
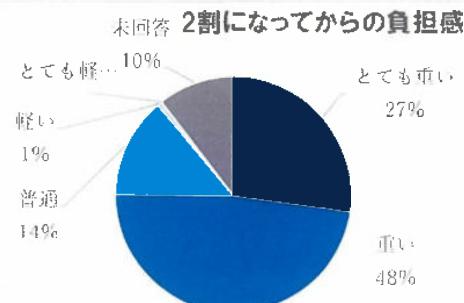
## 県連内事業所で高齢者医療費窓口負担2割化患者アンケート実施

2022/12～2023/2まで75歳以上の医療費窓口負担(2割化実施後)アンケートを行いました。現在のところ534件の回答が寄せられています。

医療費の負担感について以前は「とても重い」「重い」を合わせて53%でしたが、実施後は75%に増えています。医療費が増えたことで、食費や水光熱費や交際費をけざる、受診回数や薬を減らす、このままでは受診できないなどの意見も出されています。今まで通り受診する人というも、受診しないと生きていけないと切実な声がだされています。

患者さんたちの切実な声をキャッチして、いのちとくらしを守る活動に結び付けていくことが求められています。

(報告 県連事務局 松崎聰)



## 研究倫理学習のご案内

参加費無料 公開オンライン学習会

「731部隊と大学－研究倫理の課題を考える」  
主催：全日本民医連研究倫理審査委員会

日時 2023年4月8日(土) 14:00-15:30

オンライン開催 (Zoom Meetings使用)  
Zoomを用意し、登録をしてください。必ず事前登録が必要になります。ご了承ください。  
会場：オンライン会議室

内容  
申込  
講師  
講題

オンライン開催は下記のURLからご登録ください。必要事項記入のお手伝いください。  
[https://zoom.us/webinar/register/tJGsfCErK0oq-19zqfI4gqjwvWzPm-07\\_MtIEFy3CwKewc/edit](https://zoom.us/webinar/register/tJGsfCErK0oq-19zqfI4gqjwvWzPm-07_MtIEFy3CwKewc/edit)  
お問い合わせ用QRコード読み取りでもかまいませんので、  
お問い合わせください。  
メールアドレス：[ryosubu@min-ren.jp](mailto:ryosubu@min-ren.jp)

吉中 文志 氏  
監修  
著者  
主催会員会 岡田章

TEL: 03-5842-6451  
MAIL: [ryosubu@min-ren.jp](mailto:ryosubu@min-ren.jp)  
全日本民医連（郡山・郡山）

2023年4月27日

東京電力ホールディングス（株）

社長 小早川智明 様

東京電力ホールディングス（株）

福島復興本社 代表 高原 一嘉 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悅子

宮川えみ子

宮本しづえ

吉田 英策

大橋 沙織

## 福島原発事故追加賠償に係る事務処理の迅速化等を求める申し入れ

昨年12月の国の福島原発事故に係る賠償指針第五次追補に基づき、東京電力が追加賠償方針を示しウェブの申請受付が開始されました。賠償方針はあくまで最低基準とされながら、東京電力が県南については独自賠償するとしたものの、会津地方については賠償の対象から除外してきたこれまでの方針を固定化させていることは、県民を分断するもので許されません。会津地方も原発事故により多大な被害を受け今も深刻な形で継続しています。特に観光は今も回復しておらず、山菜、キノコ類、川魚の出荷は制限されたままであります。今後において、会津地方についても賠償を行うべきです。

追加賠償については、ウェブの受付を開始したものの、申請方法の問い合わせ等を相談しようとしてもフリーダイヤルの電話が繋がらない、窓口相談の順番がいっぱいです現在は7月にならないと相談も受け付けられない等の苦情が寄せられています。

これまで我慢させられてきた被災県民からは、ようやく認められた追加賠償を早期に申請したいとの問い合わせや要望が党県議団にも多数寄せられています。

東京電力は、5月から文書による申請手続きの連絡を開始するとしていましたが、先日東京電力の発表では10月までかかるかのような説明となっており、あまりにも遅すぎるとの苦情も届いています。

つきましては、追加賠償に係る申請事務処理を迅速に行い賠償金が早期に支払われるよう、以下の点について申し入れます。

## 記

- 1、東京電力が開設しているフリー・ダイヤルが繋がらない状況を直ちに解消するため、回線を大幅に増やすとともに相談員の増員など体制を強化すること。
- 2、東京電力のホームページのQ&Aの内容を充実させ、受給権者の死亡の際の手続き方法、世帯分離や住所の変更など想定される質問に的確に答えられるようすること。
- 3、東京電力は申請文書を5月下旬から10月にかけて送付するとしている。文書申請を希望する県民が多いことから、遅くとも6月中には全世帯に文書連絡が届くよう事務処理を急ぐこと。
- 4、会津地方についても被害の実態に基づき賠償を行うこと。

以上

# アジア太平洋とつなぐ ふくしま環境フォーラム

2023年4月8日（土）13:30～16:30

福島大学 L4教室 & オンライン

## 住民参加型の復興と ふくしまの未来をつなぐ公開討論

### プログラム

#### オープニング

DVD「アルプス処理水海洋放出問題」視聴 (みやぎ生協・コープふくしま作成)

#### 開会あいさつ

共同代表

菅野正寿

アジア太平洋資料センター事務局長

田中 滋

#### 基調報告

ふくしま復興共同センター代表

斎藤富春

#### 現場からの報告

「清き海 いつまでも」

新地町漁師・前日本民俗学会長 川島秀一

「漁業復興に全力で取り組む」

相馬市アオノリオサノリ漁師 遠藤友幸

「暮らしを取り戻すためにー復興のありかたを問うー」

生業を返せ、地域を返せ福島原発訴訟原告団

事務局長 服部浩幸

#### 研究者からの報告

「処理水を増やさない提案」

福島大学教授

柴崎直明

「廃炉と真の復興に向けた円卓会議の提案」

福島大学准教授

林 薫平

#### アジア太平洋からの連帯報告

【オーストラリア】アジア太平洋調査ネットワーク(APRN)

ナタリー・ラウリー

#### アピール宣言

DAPPE

七海菜里

#### 閉会



(主 催) ふくしま環境フォーラム実行委員会

(共 催) NPO法人アジア太平洋資料センター (PARC)

(協力団体) ふくしま復興共同センター

国際環境NGO FoE Japan

Fair Finance Guide Japan

さっぽろ自由学校「遊」

みやぎ生協・コープふくしま

みんなでつくる二本松・市政の会

(後 援) 福島大学

# ALPS処理水海洋放出 見直しを求める集会・パレード 福島の海へ 数十年も 放出し続けていいの？

- ①たまり続ける放射性処理水を少なくする方法があります  
「広域遮水壁（こういきしゃすいへき）」および  
「集水井（しゅうすいせい）+水抜きボーリング」設置に注目
- ②“実害を固定化させる海洋放出”は、県民・全国民の  
不安を取り除き 漁業の真の復興をすすめるのものでは  
ありません
- ③「賠償基準」は 風評影響と東電が判断した場合のみ  
それでは福島の海や漁業を守れません

主催：ALPS処理水海洋放出見直し集会実行委員会

私も賛同します

福島復興共同センター；ふくしま県市民連合（事務局、[hito450320@gmail.com](mailto:hito450320@gmail.com)）

福島医療生協；福島県平和フォーラム；DAPPE（平和と平等を守る民主主義アクション）；

小野春雄さん（漁師・新地町）；中島 孝さん（スーパー経営・相馬市）；

根本 敬さん（福島県農民連会長）；宍戸 清さん（宮城一般労働組合みやぎ生協支部福島地区執行委員長）

池町江美子さん；武藤類子さん；野中俊吉さん（前みやぎ生協副理事長）；今野順夫さん（福島県九条の会共同代表）

## 4月22日（土）

集合 県庁前広場  
午後2時 開会

「海洋放出 見直し宣言」採択  
午後2時15分 パレード出発



# 政府と東京電力によるALPS処理水海洋放出の見直しを求める4.22県民集会宣言

私たち「政府と東京電力によるALPS（アルプス）処理水海洋放出の見直しを求める4.22県民集会」は、県民や漁業関係者の信頼構築と次世代の子どもたちに安心して暮らせる社会を手渡すため「ALPS（アルプス）処理水海洋放出」の見直しを求めます。

見直しの第一は、止まらない汚染水の発生そのものに目を向けることです。言い換えれば核燃料デブリと地下水との接触を断つことです。

政府と東京電力（東電）は、2021年4月13日に「ALPS（アルプス）処理水海洋放出」の閣議決定後、事あるごとに「ALPS（アルプス）処理水海洋放出は廃炉に向けて避けて通れない」としてきました。本当にそうでしょうか。

政府と東電が今すべきことは、原子炉建屋への地下水流入を止め、大量の地下水と溶け落ちた核燃料デブリとの接触を断ち、これ以上汚染水を増やさないことです。東電が海洋放出の正当化の根拠としている安全性についても、不確定要素をふくむ長期的影響まで科学が安全を保障できるものではなく、国民や漁業者の懸念を払拭できるものではありません。海洋放出を回避することに勝る安全性はありません。

そこで私たちは、この間、地質・地下水研究の専門家が原発周辺の状況を明らかにした上で提言されている「広域遮水壁（こういきしゃいへき）」および「集水井（しゅうすいせい）+(と)水抜きボーリング」の設置に注目しています。建屋への地下水流入量を抜本的に削減できる「広域遮水壁」等の設置は、海洋放出に代わる提案として十分に考慮されるべきものであると考えます。

以上、私たちは政府と東電が固執する「ALPS（アルプス）処理水海洋放出ありき」は汚染水発生の根本原因に目を閉じたものであり、生き物の発生源の海を「神聖なもの」と受け止めている漁業従事者を苦しめ、漁業の抜本的復興をいっそう遅らせるものであることを指摘して、その見直しを強く求めます。

見直しの第二は、国民の不安を取り除き、漁業の真の復興をすすめることです。漁業者においては原発事故により漁業の基盤が壊されてきた実害がすでに存在しており、海洋放出はこの実害を固定化させるものです。「風評被害」の名でこの実害を見えなくし、この実害を固定化することは許されていいものではありません。

今年3月5日付新聞報道の全国世論調査によれば、海洋放出や風評被害について「政府と東電の説明は不十分、88%」「風評は起きる、93%」と回答が示され、福島県知事も県漁連など漁業関係者との信頼関係を構築することを求めていました。そうした中で、政府が2015年8月に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした約束を反故にすることなど、到底許されることではありません。

また、東電が昨年12月23日に示した「賠償の基準」の内容は漁業者に煩雑な手続きを強いるだけでなく、海洋放出前後の価格差や売上減少分については、事故当事者である東電が「風評の影響あり」と判断した場合にのみ行われるもので、しかも海洋放出後の新規参入漁業者は原則排除されているものです。海洋放出にともなって漁業の次世代への継承や漁業関連の基盤形成などでいっそうの後退が進んでも、賠償は極めて限定的な価格補填にとどまり、かつその場合も海洋放出する側の裁量に任される状況は真に賠償の名に値せず、多くの問題をはらんでいるといえます。

2023年6月1日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悅子

副団長 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

副幹事長 大橋 沙織

## 2023年6月定例県議会に関する申し入れ

### はじめに

ロシアによるウクライナ侵略から1年3カ月が経過、全世界が結束し、国際世論で包囲していくことが戦争を止める一番の方です。東アジアでこうした「軍事対軍事」の悪循環に陥らないためには、政府が外交努力を尽くすことです。その立場から日本共産党は3月、「日中両国関係の前向きの打開のために」との提言を発表、「平和と友好に向けた共通の土台」を生かした外交努力を行うよう日中両政府に呼びかけました。

こうした中5月19日から21日、G7広島サミット（主要7カ国首脳会議）が初めて被爆地広島で開催されました。ウクライナ情勢、気候・エネルギー問題、食料問題、ジェンダー平等などが主なテーマで、とりわけ核兵器廃絶への前向きな動きを示すことができるかどうかが注目されました。しかし、合意した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、「核兵器禁止条約」には一言も言及せず、「核兵器のない世界」を「究極の目標」として永久に先送り、「核抑止力」論に固執する姿勢を公然と打ち出しました。被爆者をはじめ国内外から失望の声と批判が相次いでいることは当然です。

岸田政権は今国会で、軍拡財源法案、軍事産業支援法案、原発推進等5法案、人管法改悪、マイナ保険証など重大法案を十分な審議時間も確保しないまま、次々と強行しようとしています。安保3文書に基づき、今年度から5年間で軍事費に43兆円もの巨額をつぎ込む軍拡財源法案は、敵基地攻撃能力保有をはじめ大軍拡を推進するための憲法違反の法案です。また政府は、増税によって最大3.5兆円の確保をねらい、来年以降、復興特別所得税の約半分を軍拡財源に回すとしています。被災地復興のための財源を軍事費に転用するなど断じて許されません。

とりわけ、「GX脱炭素電源法案」いわゆる原発推進等5法案は、脱炭素やエネルギー危機を口実に、福島第一原発事故の反省や教訓を投げ捨て、原発新增設や運転期間延長など原発回帰へと大転換するものです。国民にまともな説明もせず、審議不十分なまま、わずか1カ月余で可決・成立したことは、被災県として許されないものです。◇「原子炉等規制法（炉規法）」

の安全規制である運転期間を制限する条文を削除し、経産省所管の「電気事業法」に移す ◇ 原発を電源の選択肢として活用し続けることを「国の責務」として新設し、原発推進を事実上規定する「原子力基本法」の改悪などは極めて重大です。いまやるべきは、原発と石炭火力発電の全廃を決断し、徹底した省エネ、再エネの大量導入で脱炭素を実現することです。

入管法改悪案は、世界でも異常に低い難民認定率、原則収容主義などの非人道的な入管・難民行政を改めず、送還の促進、外国人の人権侵害を一層深刻化させるものです。国連人権理事会などから国際人権法に反するとの厳しい意見があがっており、改悪案は廃案にすべきです。

また、「マイナンバー法など関連法改正案」が成立すれば、保険証は 2024 年秋に廃止され、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。全国保険医団体連合会（保団連）アンケートでは、65%が保険証廃止に反対しています。マイナ保険証への個人情報のひも付けがすでに 7,312 件、登録不備などで医療費 10 割支払ったケースが今年 4 月以降 204 件確認されるなど、トラブルが続出しています。政府の狙いは、マイナカードにさまざまな機能をひも付けし、使途を拡大することで個人データを収集・利用することです。問題をうやむやにしてマイナカードの使途拡大を強行することは論外です。

これら重大な問題点をはらむ悪法の数々は徹底審議の上、廃案を求めるものです。

長引くコロナ禍と物価高騰が県民の暮らしを直撃しています。福島県労連などが行った「最低生計費調査」によれば、東北地方では最低生計費 1,700 円程度（時給換算）が必要と試算しており、最低賃金の引き上げは急務です。とりわけ、非正規雇用が全体の 4 割、うち女性が 7 割という異常な労働体系や高すぎる教育費など、未来を担う学生・若者が生きづらさをかかえ、将来に希望が持てない現状は政治の責任で打開すべきです。

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が 5 月 8 日から「5 類」に移行されました。ウイルスの特性は変わらないだけに、医療支援の大幅削減や患者の負担増はすべきではありません。

大震災・原発事故から 12 年、国・東京電力は専門家が提案する地下水流入対策のまともな検討もせずに、原発汚染水・処理水の海洋放出をこの夏にも開始しようとしています。漁業者をはじめ県民は納得しておらず、県は県民の声を代弁すべきです。また、東京電力がようやく追加賠償方針を示し申請受付が開始されたが、国の賠償指針はあくまで最低基準であり、会津地方について賠償の対象から除外することは県民判断であり許されません。

県内では 4 月、9 市 13 町 2 村で凍霜害による被害が発生、農作物等の被害額は 4 億 4 千万円との試算です。毎年のように連続して発生する自然災害、燃料や資材など異常な物価高騰に苦しむ県内農家への特別な支援策が求められています。

岸田政権の暴政に対し県民の立場で正面から対峙し、いのちと暮らしを作るあたたかい県政、福祉型県政の実現を求めるものです。6 月定例会に先立ち、以上の観点から、具体的施策を実施するよう要望します。

## 一、岸田政権の暴走政治と対峙し、県民のいのちと暮らし・平和最優先の県政を

### 1、新型コロナ感染症に加え原油・物価高騰が、県民生活と事業者を直撃している。

さらに、6月から電気代は平均世帯で月額1,300円の負担増となる。中小企業や農家も、電気代・資材等の高騰でいっそう経営危機にさらされている。県は、国の交付金を活用し、生活困窮者への支援をはじめ、中小業者や農家の直接減収分を補填すること。

- 2、国に対し、緊急に消費税の減税を求める。また、原油・物価高騰分に見合う生活保護基準の引上げと年金額の引上げを行い、最低賃金は全国一律時給1,500円以上へ引き上げるよう国に求めること。
- 3、岸田政権は、防衛費GDP比2%を掲げ、今後5年間で43兆円に増額するため、医療機関へのコロナ積立金や年金積立金、東日本大震災被災地への復興特別所得税まで流用している。さらに、すでに、中小企業や農業予算の連続削減、社会保障関係費、教育費予算が削減されているのに、今度は、子育て支援を口実に高齢者向けの医療や介護などの改悪をすすめるとしている。国民の間に分断を持ち込み、さらなる社会保障予算削減と消費税増税は許されない。国に対し、大軍拡・大増税反対を表明すること。
- 4、異次元の少子化対策というのであれば、国の責任で学校給食の無償化、学費の無償化、給付型奨学金制度など教育費の保護者負担の軽減こそ早期に実施すべきと、国に強く求めること。
- 5、岸田政権は、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを強制しようとしているが、個人情報を収集し国に一元管理することが国のねらいである。別人の情報がひもづけられていたトラブルが県内でも発生し、全国では7,000件以上も発生している。国民皆保険制度を壊し、命を脅かすマイナンバー法の中止・撤回を国に求めること。
- 6、福島の原発事故の反省も教訓も投げ捨て、「原発回帰」へ大転換する原発推進等5法（GX電源法）の強行に対し、原発被災県の知事として直ちに抗議すること。
- 7、漁業者をはじめ、多くの県民が反対している原発汚染水・ALPS処理水の海洋放出は、中止・撤回を国と東京電力に求めること。
- 8、G7広島サミットが閉幕し、「広島ビジョン」を宣言したが、核の使用を前提とする「核抑止」を盛り込み、92カ国が署名している核兵器禁止条約には一切ふれなかつた。多くの被爆者から失望と批判が沸き起つてゐるが、唯一の戦争被爆国である日本政府として、核兵器禁止条約に一刻も早く署名・批准するよう、政府に強く求めること。
- 9、難民と外国人の命を危険にさらす入管法改悪案を廃止し、国際人権法と憲法にかなう難民等保護法を制定し、入管理制度を根本的に是正するよう国に求めること。
- 10、旧統一協会と自民党との癒着は重大である。日本の政治をゆがめ、多くの被害者まで出している反社会的集団、旧統一協会の解散を国に強く求めること。
- 11、県職員の不祥事が相次いで発生している。コンプライアンスの徹底はもちろん、行革で削減してきた正規職員の増員や業務内容の改善等を図るなど、再発防止策を講じて県民の信頼を回復すること。

## 二、物価高騰から県民のいのち・暮らし・営業を守る対策を

- 1、コロナ禍による影響が回復していない中で、物価高騰が県民生活や事業者に追い打ちをかけている。電気料金引き上げを行わないよう国及び電気事業者に求めること。
- 2、電気代滞納世帯に対し、電気の供給を止めることができないよう東北電力をはじめ電気事業者に要請すること。
- 3、原発維持のため、稼働していない原発に支払う基本料金を電気料金引き上げの原価に含めることは、国民の納得は得られない。料金の原価計算からは控除するよう国、電気事業者に求めること。
- 4、国の物価高騰対策の地方創生臨時交付金も活用し、県民に電気代負担軽減のための給付金を支給すること。
- 5、中小事業者の電気料金負担軽減対策は、新たな省エネ設備を設置しない場合でも直接補助対象となるよう制度設計を見直すこと。また、農業関連施設の電気代補助についても穀類乾燥設備等に限定せず、幅広く対象にすること。
- 6、電気料金高騰対策として県民の要望が高かった省エネ家電購入時の割り増しクーポン券事業を再開すること。
- 7、コロナ特例で実施した生活福祉資金の緊急小口貸し付けを物価高騰対策の一環に位置付け再開すること。緊急小口資金又は総合福祉資金の貸し付けを受け、償還開始時期に入っている世帯について、住民税非課税の場合は償還免除となることを周知徹底すること。また、住民税非課税でなくても特別の事情がある世帯には特例措置が適用されることを周知すること。
- 8、ガソリン代軽減のための国は支援措置を順次縮減するとしているが、高値が続くガソリン代の更なる引き上げを招くことは必至である。国のガソリン代軽減策を継続するよう求めるとともに、ガソリン代は利用者への直接補助に切り替えること。
- 9、今年は今から夏の猛暑等の異常気象を警告する識者の見解が出されている。社会福祉施設の冷房設備の電気代を補助すること。
- 10、高齢者や低所得世帯が電気代負担を心配して、冷房を我慢し体調不良を招かないよう、県として電気代の補助を行うこと。

### 三、新型コロナウイルス感染症等の対策について

- 1、新型コロナ感染症の5月8日の5類移行後の定点観測で、県内の感染者は全国平均を上回り、2回目の報告では増加傾向を示していることから、感染防止対策を講じて、第9波を防止すること。新型コロナ感染症の感染拡大の基準と対策の明確化を国に求めること。
- 2、感染拡大防止のため、無料の一般検査を県独自に実施すること。介護、障がい者施設での感染防止、クラスター発生防止のため、日常的な感染対策に要するかかりまし経費、及び検査キット確保を補助すること。
- 3、介護保険関連の入所施設で発生したコロナ感染者については、入院対応を原則とすること。

- 4、コロナ感染者の死亡者数の発表が2カ月毎とされているが、これでは対策に活かされないことから、発生したその都度発表し、注意喚起と感染対策に活かすこと。
- 5、季節性インフルエンザが定点観測で流行期に入っていることから、時期外れの流行原因の解明、感染拡大防止の注意を喚起すること。手洗い、消毒等感染防止のかかりまし経費を補助すること。
- 6、県内の梅毒感染が拡大しているため、感染防止対策について周知を図るとともに、性教育を充実させること。

#### 四、岸田政権の原発回帰に反対し、原発ゼロ、汚染水海洋放出ストップ、真の復興を

(1) 原発に固執する岸田政権と対峙し、再稼働・汚染水海洋放出にストップを

- 1、今も多くの県民、国民が納得していない汚染水の海洋放出方針は撤回し、当面の間、陸上保管の継続を求めること。専門家の提案を真摯に受け止め、抜本的な地下水対策を国と東京電力に求めること。
- 2、「原子力緊急事態宣言」が未だ解除されていないが、岸田政権は原発回帰政策を進めている。GXは原発への依存が明らかであり、本県の復興計画とも相反するものである。60年を超える運転期間の延長や新增設など原発回帰政策の撤回を求め、福島県からこそ「原発ゼロ」を発信すること。
- 3、3月下旬に1号機原子炉格納容器の内部調査が行われ、ペデスタル内壁全周のコンクリートが消失、鉄筋の露出が確認され、圧力容器の倒壊等に県民は大きな不安を抱えている。ペデスタルの損傷によるリスクなど、都度必要な対策を東京電力に求めるとともに監視体制を強化すること。

(2) 復興と賠償について

- 1、本県の復興は、避難者を置き去りにし、惨事便乗型でイノベ関連の呼び込み型・大型事業が中心となっていることから、環境の回復や被災した住民に寄り添った生活インフラの整備、生業の再建を中心とした復興に切り替えること。
- 2、福島復興特措法に位置付けられた国際研究教育機構については、地元の要望を踏まえ、被災地の復興に資するものとすること。
- 3、第5次追補に基づく賠償について、ユールセンターに電話がつながりにくいうなどの状況があることから、東京電力に受付体制の抜本的強化を求め、申請簡素化と迅速な支給につなげること。引き続き会津地域も含めた全県民への賠償を国に求めるとともに、県が給付金支給など以前と同様の対応を検討すること。
- 4、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催し、オール福島で被害と賠償の実態を共有し、国と東京電力に完全賠償を直接求める機会とすること。
- 5、農林漁業について、被害者の申請に基づき速やかに賠償すること。また、改植事業など県の補助を賠償から差し引くことはやめるよう東京電力に求めること。

### (3) 被災者・避難者支援について

- 1、政府は、帰還を希望する避難者についてはもとの住宅や周辺を特定帰還居住区域と認定し除染することとしているが、生活圏の範囲を幅広くとらえ、帰還意思の有無にかかわらず除染を実施すること。また、帰還を希望しない人について被害調査を行い、被災者生活再建支援法の対象となるよう国に求めること。
- 2、避難指示解除後の地域の居住率は平均3割台にとどまり、いまなお多くの住民が避難を継続している。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難者の実態に即した支援を継続すること。
- 3、避難地域を対象にした医療や介護の保険料や一部負担金の減免措置について、打ち切り方針を撤回し、継続するよう国に求めること。
- 4、避難地域で住民が安心して住める環境を取り戻すため、事業者等への経営支援を行い、インフラ整備を促進すること。
- 5、国家公務員宿舎の2倍家賃請求や退去強要は行わず、この間の裁判や民事調停を取り下げること。
- 6、東日本大震災・原発事故以降、度重なる自然災害で心に傷を負いP.T.S.Dを抱える被災者について、医療・教育の個別支援を強化すること。

## 五、気候危機打開、再エネ・省エネの推進、災害に強い県土づくりに本気の取り組みを

### (1) 気候危機対応について

- 1、先進7カ国（G7）会議で、化石燃料を「段階的に廃止する」方針が初めて盛り込まれたが、焦点となっていた石炭火力発電所の廃止時期については日本が反対し廃止時期が明記されなかった。政府に対して石炭火力発電所を2030年までに廃止することを求めるとともに、県内の石炭火力発電所の中止を事業者に求めること。
- 2、石炭火力発電の延命のための水素・アンモニアの利用は中止し、化石燃料や系統電力からの水素製造をやめるよう国、事業者に求めること。水素輸入を目的とする小名浜港カーボンニュートラルポートの設備投資は行わないこと。
- 3、石炭火発や原発に頼らず、再生可能エネルギー・自然エネルギーを基本にしたエネルギー基本計画に見直すよう国に求めること。
- 4、再生可能エネルギーの推進にあたっては、環境共生、住民参加による地域主導を中心据え、乱開発、環境悪化、土砂災害等を防止するための条例を創設すること。また、林地開発許可要件の抜本的見直し、許可後も事業者を指導・監督できるようにすること。
- 5、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助を増額すること
- 6、県有施設での省エネの取り組みを促進するとともに、省エネ住宅建設、改修への補助の増額、省エネ家電への買い替えへの補助を再開すること。

- 7、2024年度から国による森林環境税が課税されるが、二重課税との指摘もあり、県の森林環境税は廃止すること。
- 8、PFA S(有機フッ素化合物)による環境汚染が全国で問題になっていることから、本県での環境汚染の調査と対策に取り組むこと。

#### (2) 災害対策について

- 1、河川維持管理費を増額し、浚渫等の維持管理を日常的に行うこと。
- 2、遊水池の設置など、流域治水対策は住民が参加する仕組みをつくりながら推進すること。
- 3、河道掘削等で発生する建設残土の処理は、飛散防止や運搬時における住民生活や環境への悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
- 4、被災者の住宅再建を支援するため、被災者生活再建支援金を上限額300万円から500万円に引き上げるよう国に求めること。
- 5、避難所について、県は性的マイノリティーへの対応を地域防災計画に盛り込むが、市町村が取り組めるよう具体的な支援を行うこと。また、女性・高齢者への支援やトイレ、キッチン、ベッドについて48時間以内に整える「TKB48」を目指すことを。避難所となる体育館にはエアコンを設置すること。
- 6、国は、原発事故の被災者や連続する災害被災者に寄り添う支援のため、ケースマネジメントを災害対策基本法に盛り込むが、県もこれを盛り込む災害基本条例を制定し、市町村と連携し推進すること。
- 7、災害時に福祉避難所の設置と積極活用のため市町村支援を行うこと。定期的に福祉施設での避難訓練を行うこと。

### 六、商工業・観光・農林水産業の振興、食糧危機対策について

#### (1) 商工業、観光業を守ることについて

- 1、コロナの影響に加え、電気代等物価高の影響で苦しんでいる地元中小企業・小規模事業者・観光業者への直接支援を行い、地域経済を守ること。
- 2、国に対し、消費税の5%減税・10月実施のインボイス制度導入の中止を求める。
- 3、納税が困難な事業者には、徴収猶予にとどめず、減免の特例の実施など特別な手立てを行うよう国に求め、廃業・休業を防ぐこと。貸付の償還免除の救済措置を国に求め県も行うこと。
- 4、省エネ住宅改修補助は希望者がすべて受けられるように拡大し、地元業者の仕事起こしにつなげること。

#### (2) 農林水産業の振興、食料危機対策について

- 1、4月の凍霜害で被災した農家支援では、「防霜ファン」設置への補助の他、電気代等維持管理補助も行うこと。また、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求め

ること。

- 2、コロナの影響やウクライナ侵略、異常気象による生産の不安定化や新興国での需要の爆発的増大等、食料危機が心配される中、カロリーベース 38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求め、県も目標を持つこと。また、77 万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 3、輸入に頼る肥料・飼料の価格は、国際価格の高騰で重大な影響が続いている。価格高騰に見合う補てんを行うよう国に求め、県も支援策を講じること。
- 4、畜産農家に対しては、原発事故後輸入飼料が多くを占めていることから、飼料の生産拡充の支援を行うとともに、畜産農家が成り立つよう支援を強化すること。
- 5、農業経営体の9割を占める家族農業の役割を踏まえ、国連の家族農業年にふさわしく、大規模集約化だけでなく家族経営の支援を強化すること。
- 6、農村の強い反発を無視して強行した水田活用交付金の削減を見直すよう国に求め、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。米価下落・物価高騰に対して農家への直接支援を行うこと。
- 7、新年度からのワンストップ新規就農者支援センターは歓迎されている。各農林事務所や市町村と連携して同様の機能を持たせ、新規就農者を直接・長期的に支援すること。
- 8、安全・安心な食料供給に向け有機農業を支援し、有機農業を希望する女性・若者の移住促進をはかり、学校給食での利用を推進すること。
- 9、HACCP適用で伝統的な発酵食品である漬物つくりができなくなる恐れがある。県は、小規模な漬物業者を支援し事業継続させること。
- 10、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入促進に向け支援を強化すること。
- 11、県産材の活用強化とともに、林業アカデミーの卒業者も含めて林業後継者を直接・長期的に支援し、山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 12、漁業の本格操業が軌道に乗るよう、放射能の検査体制や流通・販路拡大支援強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。

## 七、福祉型県づくりへの転換を

### （1）保健衛生行政の拡充

- 1、新型コロナ感染症のパンデミックを踏まえ、県保健衛生行政を抜本的に強化するため、保健所の保健師配置基準を見直し、大幅な増員を図ること。  
また、県内6方部に集約された県の保健所体制については、地域に密着した事業に取り組めるよう支所の設置等を検討すること。
- 2、県の衛生研究所は、新たな感染症にも対応できるよう検査を行う施設設備の拡充、人員の拡充を図るとともに、老朽化した建物の増改築を行うこと。

### （2）医療提供体制の強化

- 1、2020年の本県の人口10万人当たりの医師数は、全国平均との差が更に拡大したことから、医師確保に向けた取り組みを強化すること。
- 2、福島医大の理事長選出は不透明さを残したまま、県が医大の選考会議の決定を追認し前職を再任命したことに多くの県民と医科大学職員は納得していない。本県の医師確保に重要な役割を持つ県立医科大学の民主的運営に向け、支援を強化すること。
- 3、国が来年10月から実施するとしている健康保険証を廃止しマイナ保険証に転換することについては、全国でトラブルが相次いでいる。マイナ保険証への切り替えは中止し、国民皆保険制度を維持するため、全国民に従来通りの健康保険証発行を継続するよう求める。
- 4、国保税の子どもの均等割りは県として全額免除にすること。県の国保運営方針から2029年までの全県統一保険料の項目は削除すること。

#### （3）高齢者福祉の拡充

- 1、2025年の介護職員充足見込みが本県は全国最下位にあり、若い介護職員が定着しないために平均賃金も全国最低水準となっている。若い介護職員が希望を持って働くよう、県独自の待遇改善策を強化すること。
- 2、次期介護保険事業支援計画の策定に当たっては、高齢者、利用者の声に耳を傾け、保険料、利用料の負担軽減を図るよう国の負担割合の引き上げを求める。また、特養ホームの待機者を解消する施設整備計画とすること。
- 3、子育て支援の財源確保を理由に高齢者の保険料引き上げを行わないよう国に求めるとともに、出産育児一時金の財源として、後期高齢者医療保険料からの充当は止めるよう国に求める。
- 4、県として高齢者のバス、電車代の無料化を実施するとともに、バス、電車の利用が困難な高齢者には、デマンド型、又は個人利用のタクシー代補助制度を創設すること。市町村が実施している小さな交通など、多様な地域コミュニティ交通事業への県の支援を大幅に拡充すること。
- 5、高齢性難聴者の補聴器購入に県が補助すること。

## 八、子どもの健やかな成長と教育の充実について

#### （1）子どもの健やかな成長のために

- 1、保育所や幼稚園などの子どもの事故防止のためにも保育士等の配置基準を見直し、増員と保育士の待遇改善を求める。
- 2、保育料の軽減を市町村任せにせず、県として無償化すること。幼稚園、保育所の食事代は主食も含め無償化すること。
- 3、放課後児童クラブの保育の質を高めるためにも、半日の仕事ではなく一日勤務の仕事として位置付け、事業費の補助基準を抜本的に見直し、支援員の待遇改善を図るよう国に求める。

4、東日本大震災と原発事故に加え、コロナ禍の影響等で外遊びが少なくなった子どもたちが、豊かな遊びで発達・成長できるようプレイリーダーの育成と配置をすすめること。

#### （2）教育の充実について

- 1、本県の教員不足は東北 1 位であり、多忙化も深刻な状況で解消されていない。教職員を増やすために標準法の見直しを国に求めるとともに、加配も含め必要な教員数を正規採用で増やすよう県独自の対策を講じること。
- 2、スクールサポートスタッフの待遇改善を行い、各校に漏れなく配置すること。
- 3、国が少人数学級を小中高全学年で早期に実施するよう求めるとともに、県独自で高校での 30 人学級を実施すること。
- 4、県立高等学校改革後期実施計画においては、高校統廃合が地域の衰退と生徒保護者の負担増を招くことから、合意のない統廃合は行わず、関係住民の声を真摯に受け止め必要な見直しを行うこと。
- 5、義務教育は無償とする憲法第 26 条に基づき、学校給食無償化を県の制度として実施すること。
- 6、教育費の保護者負担軽減に向け、高校のタブレット端末は公費負担とすること。また、県立高校のエアコン電気代は全て県負担とすること。
- 7、災害時には避難所となる学校の体育館にエアコン設置を進めること。また、小中高校の学校トイレの洋式化を促進すること。
- 8、チャット G P T について、文科省は使用のガイドラインを策定するとしているが、教育での活用は原則行わないこと。

### 九、学生や若者が希望をもって生きられる社会の実現のために

#### （1）学生等への支援

- 1、高校生等がいる低所得世帯への奨学金上乗せ給付は、対象世帯を拡充すること。
- 2、大学生等への給付型奨学金を創設すること。
- 3、本県は人口流出ワースト 3 位で、就職や進学時の県外転出が最大の要因となっている。県外大学等の卒業後、県内に戻る学生に対し、奨学金返済免除など県内への I ターン・U ターン促進に向けた特別な支援を行うこと。
- 4、県立大学の学費半減と入学金免除を行うこと。国公立、私立については国に求めるこ。
- 5、県教委が全県立高校に初めて行った調査で、校則について「見直しが必要」との回答が約 7 割を占めた。見直しを前向きに進めるとともに、生徒の声を十分に生かし、人権尊重を基本にした校則となるよう各学校を支援すること。

#### （2）若者支援

- 1、若い世代の単身者について、公営住宅の入居要件を緩和すること。市町村支援も合わせて

行うこと。

- 2、若者への家賃補助を行うこと。
- 3、移住者への住宅リフォーム助成制度を拡充し、県内の住民も対象とすること。
- 4、中小企業に直接支援を行い、正規雇用を増やし最低賃金全国一律時給1,500円とするよう国に求めるとともに県独自策を講じること。

## 十、全国からも遅れている本県のジェンダー平等の推進を

- 1、選択的夫婦別姓制度の早期実現を、国に求めること。
- 2、同姓婚を認めないことについて、裁判で2度にわたり違憲判決が下されており、同性婚を認める民法改正を国に求めること。県内でも、パートナーシップ制度を導入する市町村が増えている。理解促進を図るためにも、県が率先してパートナーシップ・ファミリーシップ条例を制定すること。
- 3、LGBTQ（性的少数者）の人権を保障する法整備が、日本は世界ワースト2位である。早期の法整備を国に求めること。
- 4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツを推進し、産むか産まないかを含めて女性の自己決定権を尊重すること。女性の心身を傷つける搔爬法はやめること。ようやく経口中絶薬が承認されたものの10万円と高額である。緊急避妊薬も1～2万円と高額であり、医師の診断が必要とされている。医師の処方箋がなくても薬局で入手できるよう国に改善を求める。また、性暴力等被害者相談センター等への運営費補助を拡充すること。
- 5、生理用品は、学校のトイレに無償配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 6、女性が多い医療・介護・福祉・保育など、ケア労働者の待遇改善・賃金引上げを行うこと。男女の賃金格差の是正・公表が企業や事業所に義務付けされたが、非正規雇用の実態を正しく反映したものとするよう改善を求める。
- 7、県が今年度から実施している女性活躍・働き方改革をした企業支援について、正規雇用の転換を促進するため、予算を拡充し支援すること。
- 8、会計年度任用職員や非正規職員の待遇改善を行い、労働時間は退職金が適用されるフルタイム勤務とすること。
- 9、県は女性管理職の割合を2030年までに12%とする目標を掲げているが、本県の教育分野は全国ワースト2位、校長、副校長・教頭の男女比は小中高校で全国最下位である。教育分野及び知事部局における女性管理職を大幅に増やすこと。意思決定の場の構成については、男女半々とする目標を掲げ早期に実施すること。
- 10、トイレについては、男女同数ではなく女性トイレの数が多くなるよう、県として設置者に改善を図ること。
- 11、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう、国に求めること。

以上

## 令和5年度6月補正予算の概要について

令和5年6月6日

令和5年度6月補正予算の概要を発表いたします。

今回の補正予算は、

国の交付金を活用した、

原油価格・物価高騰等に対応する県独自の取組を始め、

4月に発生した凍霜害への対応など、

緊急に措置すべき経費について計上いたしました。

その主な内容といたしましては、

原油価格・物価高騰等への対応として、

- ・生活にお困りの方への光熱費などの支援、
- ・LPGガスを使用する一般家庭等への支援、
- ・化学肥料や燃油価格の高騰などの影響を受けている農業者や漁業者への支援、
- ・特別高圧電力を使用する中小企業等への支援、
- ・中小企業等の経営コスト削減に向けた取組への支援、
- ・光熱費などが増加している
- ・医療機関や社会福祉施設等への支援、

凍霜害への対応として、

- ・防霜ファン等の導入による  
産地生産力の維持・強化に向けた緊急対策、
- ・農業者の収入保険への加入促進

などであり、これらに要する経費を計上いたしました。

以上により、一般会計における補正予算の総額は、

95億9百万円、

本年度予算の累計額は、

1兆3,479億7千5百万円となります。

福島県財政課

電話 024-521-7089

## 資料

### 令和5年度6月補正予算主要事業一覧

(単位：千円)

#### <一般会計>

1 原油価格・物価高騰等への対応 計 8, 088, 343

##### 主な内訳

(1) 原油価格高騰等による生活困窮者への支援 (保健福祉部：社会福祉課)

##### 原発費

374, 875

原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、電気やガスなどの光熱費等を支援する市町村に対して補助を行う。

[対象者] 住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯や障がい者世帯等

[補助率] 1/2以内

[補助基準額] 6, 000円 (県からの補助上限額: 3, 000円)

(2) L P ガス使用世帯等への支援 (商工労働部：経営金融課)

##### 原発費

1, 786, 700

L P ガスの高騰による一般家庭等への影響を緩和するため、L P ガス販売事業者に対して使用料金の値引きに要する経費を補助する。

[対象者] 県内のL P ガス使用世帯等

[支援額] 1世帯等あたり3, 000円

(3) 農業者の肥料コスト低減への支援 (農林水産部：環境保全農業課)

##### 原発費

70, 000

化学肥料価格の高騰による農業者への影響を緩和するため、化学肥料使用量の低減効果が高い機械導入に要する経費の一部を補助し、化学肥料コスト低減への取組を支援する。

[補助先] 3戸以上の農業者グループ (農業者の組織する団体) 等

[補助率] 1/2以内 (補助上限額: 350万円)

(4) 農業者の収入保険への加入促進 (農林水産部：農業経済課)

##### 原発費

5, 000

原油価格や物価の高騰等の影響により、収入が減少した農業者が収入保険に新規加入する際の保険料の一部を補助し、持続可能な経営体への転換を促進する。

[対象者] 物価高騰等の影響により収入が10%以上減少した農業者等

[補助率] 加入者が負担する保険料の1/3以内

(5) 燃油価格高騰等による漁業者への支援 (農林水産部：水産課)

県海農

99, 697

燃油価格等の高騰による漁業者への影響を緩和するため、船底の付着物除去などに要する経費の一部を補助し、燃油節減への取組を支援する。

[補助先] 県内の漁業協同組合等

[補助率] 2/3以内

(6) 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援 (商工労働部：企業立地課)

県海農

1, 404, 046

電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対して補助を行う。

[対象者] 特別高圧電力を使用する県内の中小企業等

[支援額] 令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

[補助上限額] 一般事業者：2,000万円

発電事業者：200万円

(7) 中小企業等の経営コスト削減への支援 (商工労働部：経営金融課)

県海農

1, 350, 000

原油価格や物価の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、省エネルギー効果が高い機械設備導入などに要する経費の一部を補助し、経営コスト削減を支援する。

[補助先] 売上げ又は粗利が減少した県内の中小企業等

[補助率] 中小企業：2/3以内（補助上限額：300万円）

小規模事業者：3/4以内（補助上限額：100万円）

(8) 医療機関や薬局等への支援 (保健福祉部：地域医療課、薬務課)

県海農

948, 240

原油価格や物価の高騰による医療機関や薬局等への影響を緩和するための支援金を給付し、安定した医療提供体制を確保する。

[対象施設等（1施設あたり）]

- ・病院（300床以上）：基礎額100万円+1床あたり1万円
- ・病院（299床以下）、有床診療所：基礎額50万円+1床あたり1万円
- ・無床診療所、歯科診療所、助産所：20万円
- ・薬局（保険薬局に限る）、歯科技工所：10万円
- ・施術所（保険適用施設に限る）：5万円

## (9) 社会福祉施設等事業者への支援

県独自

(保健福祉部：社会福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課)

(こども未来局：子育て支援課、児童家庭課)

953, 176

原油価格や物価の高騰による介護、障害福祉サービス等事業者への影響を緩和するための支援金を給付し、安定したサービスの提供を支援する。

[ 対象施設等 (1施設あたり) ]

○高齢者施設、障がい児者施設、保護施設等

- ・入所系事業所 : (光 熱 費) 基礎額 8万円 + 定員 1名あたり 1万円
- ・複合型サービス事業所 : (光 熱 費) 基礎額 8万円 + 定員 1名あたり 1万円  
(車両燃料費) 2万円
- ・通所・訪問系事業所 : (光 熱 費) 基礎額 8万円  
(車両燃料費) 2万円

※障がい児者施設及び保護施設のうち授産施設に係る光熱費基礎額：4万円

○児童養護施設、里親等

- ・児童 1名あたり 2万5千円

○認可外保育施設（中核市所在及び居宅訪問型保育事業を除く）

- ・定員60名以上 : 37万5千円
- ・定員20名以上59名以下 : 25万円
- ・定員19名以下 : 12万5千円

## 2 凍霜害への対応

【再掲含む】計 105, 000

### (1) 凍霜害緊急対策事業 (農林水産部：園芸課)

県独自

100, 000

令和5年4月に発生した凍霜害による農作物被害を踏まえ、防霜ファン等の導入に要する経費の一部を補助し、凍霜害の被害を受けにくい産地づくりを支援する。

[ 補助先 ] 県内の生産者団体等

[ 補助率 ] 1/4以内

### (2) 【再掲】農業者の収入保険への加入促進 (農林水産部：農業経済課)

県独自

5, 000

## 令和5年度6月補正予算の概要

(単位：百万円)

### 1 予 算 規 模

補 正 額	9, 509
本 年 度 予 算 現 計 額	1, 338, 467
本 年 度 予 算 累 計 額	1, 347, 975
前 年 度 同 期 予 算 額 (令和4年度6月補正後)	1, 295, 588
前 年 度 同 期 比	1. 04倍
前 年 度 同 期 比 増 減 額	52, 387

### 2 補正額の財源内訳

国 庫 支 出 金	7, 017
繰 入 金	2, 315
諸 収 入	5
県 債	172

(注) 表示単位未満の端数については、記載区分毎に四捨五入している。

## ～ 東日本大震災以降、これまでの補正予算編成について～

- 平成22年度一般会計補正予算総額 170億7,100万円  
【第5号】(平成23年3月22日専決)、【第6号】(平成23年3月31日専決)
- 平成23年度一般会計補正予算総額 1兆4,714億4,100万円  
【第1号】(平成23年4月15日専決)～【第12号】(平成24年3月30日専決)
- 平成24年度一般会計補正予算総額 2,304億7,100万円  
【第1号】(平成24年5月18日専決)～【第12号】(平成25年3月29日専決)
- 平成25年度一般会計補正予算総額 417億3,200万円  
【第1号】(平成25年4月23日専決)～【第8号】(平成26年3月31日専決)
- 平成26年度一般会計補正予算総額 2,757億5,600万円  
【第1号】(平成26年7月2日議決)～【第9号】(平成27年3月31日専決)
- 平成27年度一般会計補正予算総額 1,511億3,100万円  
【第1号】(平成27年7月1日議決)～【第7号】(平成28年3月31日専決)
- 平成28年度一般会計補正予算総額 2,016億4,800万円  
【第1号】(平成28年7月6日議決)～【第5号】(平成29年3月31日専決)
- 平成29年度一般会計補正予算総額 ▲1,711億7,300万円  
【第1号】(平成29年7月5日議決)～【第7号】(平成30年3月30日専決)
- 平成30年度一般会計補正予算総額 ▲1,059億7,200万円  
【第1号】(平成30年7月6日議決)～【第9号】(平成31年3月29日専決)
- 令和元年度一般会計補正予算総額 533億7,600万円  
【第1号】(令和元年7月4日議決)～【第10号】(令和2年3月31日専決)
- 令和2年度一般会計補正予算総額 733億6,300万円  
【第1号】(令和2年5月5日議決)～【第13号】(令和3年3月31日専決)
- 令和3年度一般会計補正予算総額 1,366億4,900万円  
【第1号】(令和3年3月22日専決)～【第19号】(令和4年3月31日専決)
- 令和4年度一般会計補正予算総額 574億7,800万円  
【第1号】(令和4年4月15日専決)～【第10号】(令和5年3月31日専決)
- 令和5年度一般会計補正予算総額 2億1,700万円  
【第1号】(令和5年4月17日専決)

2023年3月23日

福島県教育委員会  
教育長 大沼 博文様

日本共産党福島県議会議員団  
団長 神山 悅子  
宮川えみ子  
宮本しづえ  
吉田 英策  
大橋 沙織

### 学校給食費無償化の早期実施等を求める申し入れ

学校給食費無償化を求める全国的な要求の高まりの中で、無償化に踏み出した自治体は全国で約3割まで広がり、新年度からは比較的人口規模の大きい自治体でも実施するところが増えているのが特徴です。本県でも新年度からの実施を含めると49市町村、83%で全額・一部補助を行うところまで拡大してきました。

共産党県議団をはじめ学校給食無償化を求める会などが、憲法26条に基づき給食を教育の一環と位置付け、県内どこに住んでいても学校給食は無償とし、安心して子育てできる福島県をつくるため、県による無償化の実施を求めてきました。これに対し、県はこの県民要求に背を向け続けています。

しかし、この程、政権与党の自民党茂木幹事長が学校給食費無償化を政府に提案し実現を目指す方針を明らかにしたことは、この間の保護者を始めとした国民の粘り強い議会内外の取り組みが現実政治を動かした結果です。

このような新たな局面を踏まえ、県教育委員会として学校給食費無償化の早期実現に向けた取り組みを直ちに開始すべきと考えます。

よって、以下の点を申し入れます。

一、県教育委員会として、学校給食費の無償化を教育の一環として位置づけることを明確にすること。

二、憲法 26 条の規定に基づき学校給食費を無償とするよう国に緊急に求めること。

三、国が無償化を実施するまで、県が先行して実施すること。

四、学校給食は教育の一環にふさわしく、給食センター化ではなく、自校方式を基本とするよう市町村を支援すること。

以上

# 福島県内 学校給食費無料化の状況



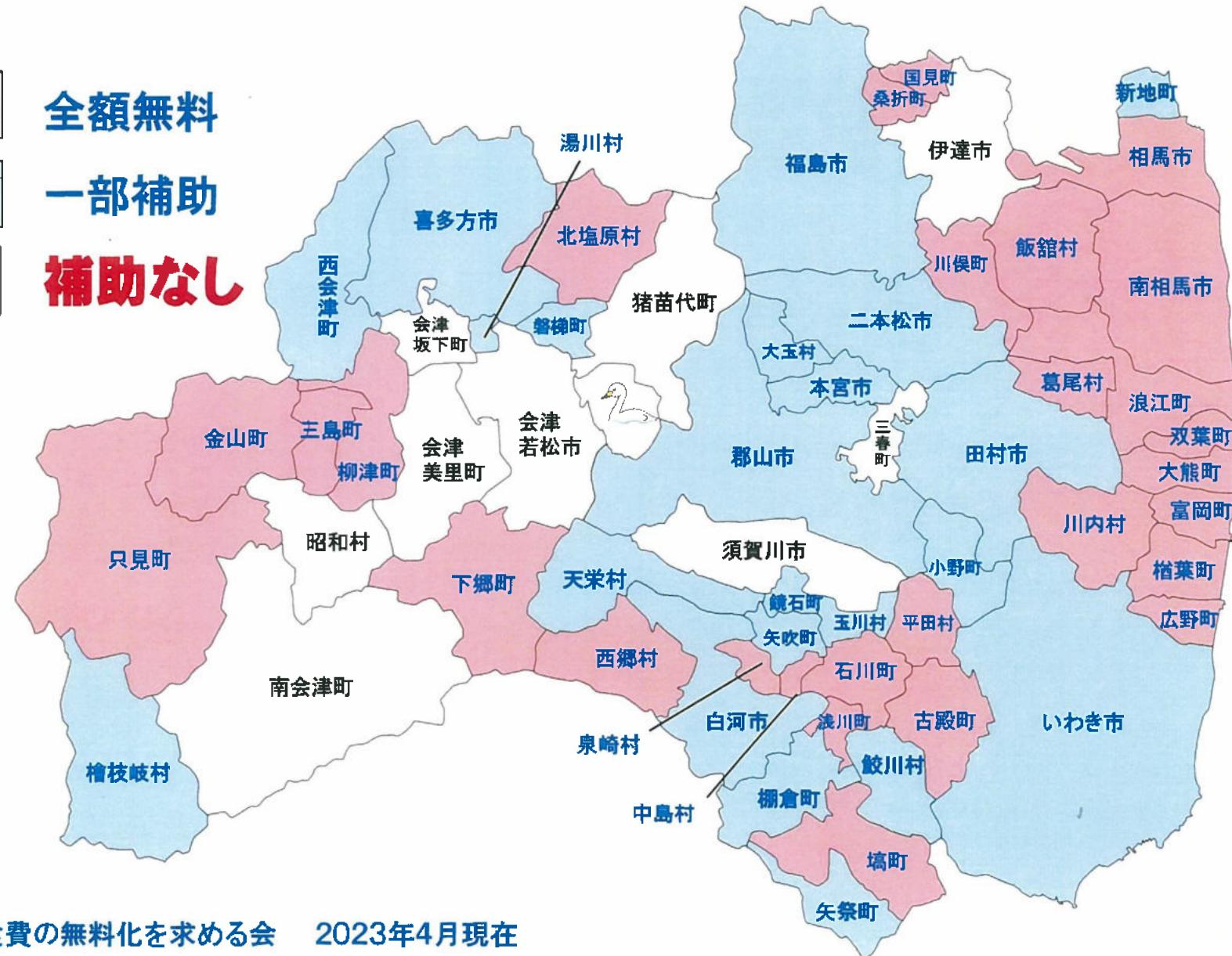
全額無料



一部補助



補助なし



学校給食費の無料化を求める会 2023年4月現在



# 『高齢者補聴器購入費 補助金交付事業』

事前に  
ご相談  
ください

難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。

※村から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。

## 対象となる方は？

※下記の①～⑦のすべての要件を満たす方

- ① 75歳以上の高齢者
- ② 西郷村に住所があり、現に居住している方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 住民税が非課税になっている方
- ⑤ 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
- ⑥ 医師が補聴器が必要だと判断した方
- ⑦ 村税等の滞納が無い方

## 助成金額は？

補聴器購入にかかる費用に対し、25,000円を上限に助成します。

## 注意事項

- 助成を受けられるのは**1人1回限り**です。（25,000円に満たない場合でも、残額の再申請はできません）
- **申請・決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となります。**
- 助成の対象は補聴器取扱い店舗（インターネットでの購入は除く）から購入したものに限ります。
- **集音器は対象となりません。**

※補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整が必要です。また、合わない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。

- 診察料（受診料）、文書料、修理代は対象になりません。

**申請方法・受付窓口：西郷村健康推進課（保健福祉センター内）**

電話番号：0248-25-3910

※申請提出資料については、西郷村健康推進課にて配布します。

▶▶詳しい流れは裏面をご覧ください

## 医療機関での聴力検査について

- ・ 耳鼻咽喉専門医で聴力検査を受けてください。
- ・ 受診の際は保険証をお持ちください。
- ・ 診断結果（意見書）費用以外に診察・聴力検査などの受診費用がかかります。
- ・ 医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。

## 補聴器購入費補助金の交付までの流れ

### ①健康推進課で申請書等をもらう

- ・ 住民税等の状況を確認し、対象者であれば申請書をお渡します。



### ②耳鼻咽喉科を受診し、医師の「意見書」又は「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう

- ・ 受診・検査・診断結果の意見書については自己負担となります。



### ③西郷村健康推進課に申請書を提出

申請書

#### 【申請に必要な書類一覧】

- ・ 西郷村高齢者補聴器購入費補助金申請書（第1号様式）
- ・ 意見書（第2号様式）又は補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
- ・ 購入予定の店舗からの見積書  
(購入金額、補聴器品目・型番の記載がされているもの)



### ④村で内容の審査を行なった上で「補助金決定通知書」が送付される



### ⑤決定通知書を確認し補聴器を購入する

- ・ 決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となってしまうためご注意ください。



### ⑥西郷村健康推進課に完了報告書と請求書を提出

請求書

#### 【申請に必要な書類一覧】

- ・ 西郷村高齢者補聴器購入費補助事業完了報告書（第5号様式）
- ・ 購入店舗からの領収書の写し※領収書の宛名は申請者本人になります。
- ・ 西郷村高齢者補聴器購入費補助金交付請求書（第6号様式）
- ・ 通帳の写し（口座名義、口座番号）

※振込先は申請者本人名義の口座になります。



### ⑦村から助成金が振り込まれる